吉告第１１７号

# 吉見町建設工事等一般競争入札（事後審査型）公告

下水道管渠布設替工事（Ｒ８－１工区）について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

令和８年８月１０日

吉見町長　神田　隆

記

１　入札対象工事

(1)　工 事 名

下水道管渠布設替工事（Ｒ８－１工区）

(2)　工事場所

吉見町大字久保田地内

(3)　工事期間

契約の確定の日から令和９年３月３１日まで

(4)　工事概要

工事延長　　L=３３．９８m

改築推進工　　L=２７．７８m

(5)　業種名および工事分類名

土木工事業、管渠推進工事

(6)　入札手続等の方法

本工事は、吉見町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(7)　その他

本工事は、吉見町「週休２日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

２　競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和８年８月１０日（月）　９時００分から

令和８年８月２８日（金）１６時００分まで

3　入札執行の日時等

(1)　入札書提出期間

令和８年８月３１日（月）　　９時００分から

令和８年９月　２日（水）　１６時００分まで

(2)　開札日時

令和８年９月　３日（木）　　９時３０分

4　入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　令和７・８年度吉見町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に土木工事の業種で登載されている者であること。

(3)　吉見町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。

(4)　吉見町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7)　土木工事業について、開札日から１年７月前の日以降を審査基準日とする建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項の規定による経営審査事項を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(5)及び(6)の括弧書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。

(8)　建設業法第３条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(9)　「本店又は主たる営業所」又は「営業所」を埼玉県内に有する者（資格者名簿に登録されている者に限る。）であること。

(10)　資格者名簿において、土木工事業の格付けがＡ級又はＢ級の者であること。

(11)　配置予定技術者について

ア　入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が５，０００万円以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が

４，５００万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

イ　配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加を希望する者と「２　競争参加資格確認申請書の提出」に記載した提出期限日の３月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ　落札候補者となった時点で配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（様式第５号。以下「確認資料」という。）に記載すること。

(12)　現場代理人の常駐規定について

本工事は、吉見町における「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。

6　入札参加資格の有無の確認

入札執行後に落札候補者とされた者については、要領に基づき一般競争入札参加資格確認申請書（様式第３号）に確認書類を添えて提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

7　設計図書等

電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

8　設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1)　受付期間

令和８年８月２１日（金）１６時００分まで

（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2)　質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年８月２６日（水）１５時００分までに電子入札システム上で掲示する。

9　現場説明会

開催しない。

10　入札保証金

免除する。

11　最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参

加できません。）

12　入札に関する注意事項

(1)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(2)　入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

(3)　入札に参加する者の数が１者であっても入札を執行する。

(4)　再度入札は１回までとする。

(5)　入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6)　落札とすべき同額の入札をした者が２者以上あったときは、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(7)　一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

13　契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第４号）の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、町議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効とする。この場合において、吉見町は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

14　契約保証金

(1)　落札者は契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

(2)　契約保証金の納付については、保証会社との間に吉見町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。

(3)　契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

15　支払条件

(1)　前金払

する。（その金額は、契約金額の４０％以内とし、１０万円未満の端数は切り捨てる。）

(2)　中間前金払

する。（中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の２０％以内でかつ、当初支出した前金払の金額と合計して契約金額の６０％以内とし、１０万円未満の端数は切り捨てる。）

(3)　部分払

しない。

16　その他

(1)　提出された書類は返却しない。

(2)　落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(3)　入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17　この公告に関する問い合わせ先

(1)　問い合わせ先

〒３５５－０１９２

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷４１１番地

吉見町　総合政策課　情報政策係

(2)　電話番号

０４９３－５４－１５１６